



平成 28 年 10 月 7 日

各 位

会社名 株式会社セレス  
代表者名 代表取締役社長 都木 聰  
(コード番号: 3696 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役管理本部長 小林 保裕  
電話番号 03-5414-3229

**第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）  
の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 10 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 10 月 25 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	14,000 個
(3) 発 行 價 額	新株予約権 1 個につき金 930 円（総額 13,020,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,400,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,353 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,400,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,710,620,000 円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1,934 円 行使価額は、平成 28 年 10 月 26 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の 90% に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先 )	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の東証終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指し、運営するメディアのスマートフォン版に注力し、ユーザー数の拡大や掲載広告数の増加に向け各種施策の実行や積極的な営業活動を展開してまいりました。

また、業績に関しては、平成24年12月期以降、3期連続で過去最高売上高と過去最高営業利益額を更新しており、平成26年10月には東京証券取引所マザーズ市場への新規上場を果たしました。その後も主業であるポイントメディア事業が全体を牽引する形で業績を伸長させ、平成28年12月期についても、平成28年6月末における通期業績予想の進捗率が売上高で49.5%、営業利益で56.6%となる等、順調に推移しております。

このような順調な業績推移の背景には、ミッションから外れることなく自社の運営するスマートフォンメディアを継続的に改善する一方、ポイントメディアの事業譲受けに代表される事業投資を積極的に行い、早期に業績貢献させることに成功してきたためであると考えております。特に「モバトク」「お財布.com」の事業譲受けに関しては、単純な会員数の拡大にとどまらず、各サイトで実施している会員獲得プロモーションやインセンティブコントロールといったポイントメディアの根幹をなす運営ノウハウをポイントメディア間で共有することにより効率的な運営を実現しております。これら一連の事業譲受けを通じて得たPMI(Post Merger Integration)ノウハウは確実に当社内に浸透しており、これまでの規模を超える投資にも十分に耐えうる素地ができたと考えるに至りました。

さらに、決算説明資料等で公表しております中長期戦略では、既存のポイントメディアの収益力向上を図りつつも、事業規模拡大に向けた非ポイントメディアへの挑戦を掲げており、その第1弾として採用報酬型アルバイト求人メディア「モッピージョブ」を立ち上げております。「モッピージョブ」は、平成28年6月末における求人原稿掲載数が約8万3,000件になる等、順調に事業規模を拡大させてきており、本格的な収益拡大に取り組む局面に入っております。このように、急速に拡大するスマートフォン市場を背景に、従来のポイントメディアにとどまらず、当社の強みである「インセンティブを使った成功報酬型ビジネスモデル」を取り入れた新たなスマートフォンメディアの立ち上げを加速させることは当社の重要な戦略となっております。当然、このような戦略にはエンジニアをはじめとした優秀な人材の獲得、各種設備投資及びプロモーション費用といった事業投資が必須であり、今後3年間に複数のスマートフォンメディアを立ち上げることを前提とすると、その投資総額はこれまで当社が実施した規模以上となることが確実であります。また、「モッピージョブ」に続く今後の具体的な取組みとしては、ポイントとは異なる「コンテンツ」をインセンティブとしたスマートフォンメディアの立ち上げに取り組む計画を持っております。当社は、ポイントメディアの事業規模拡大と「モッピージョブ」の立ち上げ経験を生かしつつ適正規模の事業投資を行うことにより、今後も継続的にスマートフォンメディアを生み出し、収益化することができると考えております。

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、新たなスマートフォンメディアの立ち上げと並ぶ当社の中長期戦略として、ポイントメディアを活用したO2O（Online To Offline）領域への本格的な参入を重要視しております。従前より、当社は、ポイントインセンティブを活用した実店舗への送客支援等で一定の実績を残しておりましたが、そのような実績を基に他のO2O領域の事業にも積極的に取り組んでいく方針であります。中でも「ポイントを生かしたオムニチャネル支援」、「スマートフォン決済」、「仮想通貨」を重点分野と定め、一般的な事業投資だけでなく、M&A、資本業務提携投資も積極的に実施してまいりました。特に平成28年6月に発表した株式会社ゆめみ（以下「ゆめみ」という。）との資本業務提携は「ポイントを生かしたオムニチャネル支援」に本格的に取り組むきっかけとなる事案であり、当社の持つポイントメディアを活用したマーケティング支援能力とゆめみの持つオムニチャネル支援分野におけるサービス企画及びシステムインテグレーション能力を合わせることにより、オンラインと実店舗にまたがる販売・流通チャネルの統合と活用に関するニーズに幅広く対応できると考えております。また、「スマートフォン決済」、「仮想通貨」分野についてもこれまで複数の資本業務提携投資を行ってきており、将来的には当社のポイントメディアとの連携により新たなサービスを生み出すことができると考えております。これらM&A、資本業務提携投資を活用したO2O領域における機動的な取組みが、当社の中長期的な成長に資すると考えております。

以上のような実績と今後の取組方針に基づき、今後も積極的な事業投資とM&A、資本業務提携投資を行ってまいります。なお、以上の取組みに必要となる資金の調達については、高い蓋然性を伴う手法によって実施する必要性があると考えております。

また、当社は、これまでの業績の拡大により営業キャッシュ・フローが継続的に増加しておりますが、将来の投資案件には今まで以上の資金が必要になることが見込まれます。一方で、健全な財務体質を維持する投資家からの要請は益々強まるものとも考えております。以上をふまえ、株価への影響や希薄化率にも配慮し、慎重に検討を行った結果、今回の新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

## （2）本新株予約権の商品性

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,400,000株です。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定（下記②に定義する。）又は停止指定（下記③に定義する。以下同じ。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることができます。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初1,934円（発行決議日の東証終値）ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は1,353円（発行決議日の東証終値の70%の水準）であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降3年間（平成28年10月26日から平成31年10月25日まで）であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

て、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、平成 31 年 9 月 26 日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 東証終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回っていないこと
  - (ii) 前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
  - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
  - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - (v) 停止指定が行われていないこと
  - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高のいづれか少ない方に 2 を乗じて得られる数と 930,300 株（発行決議日現在の発行済株式数の 10%に相当する株数）のいづれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、平成 28 年 10 月 28 日から平成 31 年 9 月 25 日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成 28 年 10 月 26 日から平成 31 年 9 月 20 日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の 2 取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i) 平成 28 年 10 月 26 日以降平成 31 年 9 月 25 日までの間のいづれかの 5 連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii) 平成 31 年 9 月 26 日以降平成 31 年 10 月 3 日までの期間、(iii) 当社が吸收分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸收分割若しくは新設分割の効力発生日の 15 取引日前までの期間、又は(iv) 当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及

この文書は、当社の第 4 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

### (3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### (本新株予約権の主な特徴)

##### <当社のニーズに応じた特徴>

###### ① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

###### ② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 1,400,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 9,303,000 株の 15.05%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようになります。

###### ③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が 1,353 円（発行決議日の東証終値の 70% の水準）に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が 1,624 円（下限行使価額の 120% の水準）以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっています

###### ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

##### <本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

###### ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は 1,353 円（発行決議日の東証終値の 70% の水準）に設定されており、

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。
- 本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,720,620,000	10,000,000	2,710,620,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が発行決議日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額2,710,620,000円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載しております、ポイントメディア事業の拡大、新たなスマートフォンメディアの立ち上げ、M&A、資本業務提携投資を活用したO2O領域への投資を目的として以下に記載のとおり充当する予定であります。また、株価上昇に伴って資金調達額が上記差引手取概算額を上回る場合、超過分は下記③に記載するM&A、資本業務提携投資に充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期
① ポイントメディア事業における会員獲得のための投資資金	750	平成28年11月～平成31年12月
② 新たなスマートフォンメディアの開発及び立ち上げに係る投資資金	850	平成28年11月～平成31年10月

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ M&A、資本業務提携投資	1,110	平成 28 年 11 月～平成 31 年 10 月
合計	2,710	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかつた場合には、手元資金により充当することによって上記の事業計画を遂行するか、又は③M&A、資本業務提携投資に充当する予定金額を減額する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

#### ①ポイントメディア事業における会員獲得のための投資資金

当社の運営するポイントメディア（「モッピー」、「モバトク」、「お財布.com」）においては、会員数の拡大とARPU（1人あたり売上高）の向上が事業成長のキーファクターとなっております。平成28年6月末時点のポイントメディアの会員数は合計289万人と順調に拡大しておりますが、ポイントメディアのメディア力強化の観点から効率的な新規会員獲得を加速させる必要性は益々高まってきております。ポイントメディアの新規会員獲得においては、広告出稿による獲得、内部プロモーション（友達紹介プログラムの促進とゲーミフィケーションの導入等）の強化、他社ポイントメディアの買収を重点施策と位置付けております。その中でも広告出稿による獲得と内部プロモーションである友達紹介プログラムを、特に重点的に取り組むべき会員獲得施策であると考えております。広告出稿による獲得とは、複数のインターネットメディアに対して1会員獲得あたりのコストをそれぞれ事前に設定して出稿する費用対効果を重視した会員獲得手法であり、ポイントメディア事業において主となる会員獲得手法であります。また、友達紹介プログラムとは、ポイントメディアの既存会員に対してポイント付与をインセンティブに新規会員の紹介を促す会員獲得手法であり、当該入会経路の会員のポイントメディア内における広告接触頻度が他の入会経路の会員よりも高く、ポイント獲得数も多いという傾向が見られます。当社は、上記の広告出稿による獲得と内部プロモーションである友達紹介プログラムを中心に複数の会員獲得手法を適切に組み合わせ実施することが効率的かつ継続的な会員獲得につながると考えております。

よって、重点施策である広告出稿による獲得と内部プロモーションである友達紹介プログラムの強化のため、今回調達する資金のうち750百万円を充当することとしております。なお、当社は、現在、新規上場時に調達した資金の一部を広告出稿による獲得を目的に広告宣伝費に充当している最中であるため、本①の充当時期については、広告出稿による獲得については平成30年1月から平成31年12月、内部プロモーションについては平成28年11月から平成31年12月とする方針であります。

また、本①の充当資金750百万円については、平成28年11月以降においてポイントメディア事業における会員数を増加させると判断しうる買収案件（他社ポイントメディアの買収等）に接した場合、その一部または全部を下記③に記載するM&A、資本業務提携投資への充当資金と併せて当該買収案件に充当する可能性があります。なお、本①の資金使途との関係で、現時点で具体的な買収企業が決まっている事実はありません。

#### ②新たなスマートフォンメディアの開発及び立ち上げに係る投資資金

当社は、ポイントメディアに次ぐ新たなメディアの立ち上げに積極的に取り組んでおり、現在は採用報酬型アルバイト求人メディア「モッピージョブ」の収益拡大に取り組んでおります。また、当社の強みはインセンティブを使った成功報酬型ビジネスモデルをスマートフォン上で展開するノウハウであると認識しており、この強みが生かされる新たなスマートフォンメディアを今後も継続的に複数立ち上げていく方針であります。今後の具体的な取組みとしては、ポイントとは異なる「コンテンツ」をインセンティブとしたスマートフォンメディアの立ち上げに取り組む計画を持っております。以上の取組方針に従い、新たなスマートフォンメディアの開発費（人件費や外注費）、サーバー等の設備投資資金、プロモーションに係る広告宣伝費のため、今回調達する資金のうち850百万円を充当することとしておりま

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

す。

### ③M&A、資本業務提携投資

当社は、平成26年10月の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場後、2件の事業譲受けと9件の資本業務提携投資を実施し、その総投資額は6.8億円となっております。特に、平成27年2月に譲り受けた「お財布.com」事業については、スマートフォン版の強化等を通じて業績を大きく拡大させることに成功する等、投資後の事業シナジーの実現についても実績を重ねてまいりました。本③の資金使途との関係で、現時点で具体的な買収企業が決まっている事実はありませんが、今後の投資においては、ポイントメディア事業における会員数を増加させると判断しうる案件（他社ポイントメディアの買収等）、O2O領域（「ポイントを生かしたオムニチャネル支援」、「スマートフォン決済」、「仮想通貨」等）における新たな取組みとなる案件という2つの判断基準により対象先の選別を行っていく方針であり、今回調達する資金のうち1,110百万円を充当することとしております。

なお、M&A、資本業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、上記判断基準に該当する有効な投資先が存在しない可能性があります。そのような場合、平成31年10月以降においてもM&A、資本業務提携投資に充当するか、新たなスマートフォンメディアの開発及び立ち上げに係る人件費、設備投資資金及び広告宣伝費に充当するかについては、その時点での事業環境や中長期の事業戦略を踏まえて総合的に判断のうえ決定し、適時にその旨を開示いたします。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については本新株予約権の発行が資金調達を目的とするものであるため、下記③の場合を除き行使をしないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にし本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となる金930円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由

（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（i）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められ

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
  - (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
  - (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
  - (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
  - (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 1,400,000 株（議決権 14,000 個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式総数 9,303,000 株（総議決権数 88,819 個）に対し最大 15.05%（当社議決権総数に対し最大 15.76%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 1,400,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日あたり平均出来高は 667,551 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することができるることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

この文書は、当社の第 4 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	野村證券株式会社		
② 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 永井 浩二		
④ 事 業 内 容	金融商品取引業		
⑤ 資 本 金 の 額	10,000 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 7 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	201,410 株		
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	12,902 名 (単体)		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
⑬ 当 社 と の 関 係 等			
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数 : 67,400 株 (平成 28 年 6 月 30 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数 : -		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)			
決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純 資 産	1,037,168	984,780	805,013
総 資 産	12,556,123	14,018,037	12,244,625
1 株当たり純資産(円)	5,149,534	4,889,430	3,996,889
営 業 収 益	816,205	801,268	746,800
営 業 利 益	252,302	230,395	183,975
経 常 利 益	251,923	231,280	184,705
当 期 純 利 益	158,766	150,027	120,544
1 株当たり当期純利益(円)	788,273.62	744,882.04	598,498.39
1 株当たり配当金(円)	993,000	1,489,500	695,100

(単位 : 百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

この文書は、当社の第 4 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却することを口頭で確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成 28 年 6 月 23 日付で関東財務局長宛に提出した第 15 期有価証券報告書の平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する充分な現預金及びその他の流動資産（現預金：1,386,917 百万円、流動資産計：12,166,647 百万円）を保有していることを確認しております。

## (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、有限会社ジュノー・アンド・カンパニーは、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

## (6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、M S C B 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場

この文書は、当社の第 4 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。

- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

## 7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 6 月 30 日現在）	
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	12.68%
インキュベイトキャピタル 5 号投資事業有限責任組合	10.74%
株式会社シーエー・モバイル	9.67%
高橋 秀明	9.19%
都木 聰	5.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.09%
谷地館 望	4.08%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3.37%
小林 保裕	2.14%
野口 淳	2.04%

- (注) 1. 今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。  
2. 自己株式は、大株主から除外しております。  
3. 平成 28 年 6 月 9 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ルネッサンス・テクノロジーズ・エルエルシー（Renaissance Technologies LLC）が平成 28 年 6 月 7 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成 28 年 6 月 30 日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ルネッサンス・テクノロジーズ・エルエルシー（Renaissance Technologies LLC）	ニューヨーク州 10022 ニューヨーク、サード・アベニュー 800、35 階 (35th Floor, 800 Third Avenue, New York, NY 10022)	300,500	3.24

## 8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

この文書は、当社の第 4 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### （1）最近3年間の業績（単体）

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高	1,171,986	2,420,895	3,167,289
営業利益	156,995	329,196	465,258
経常利益	154,296	308,828	458,658
当期純利益	90,121	293,750	269,056
1株当たり当期純利益（円）	12.05	38.05	30.68
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	32.15	186.01	215.90

（単位：千円。特記しているものを除く。）

（注）当社は平成25年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」については、平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値を記載しております。

### （2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年10月7日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,303,000株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	747,000株	8.03%

（注）上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

### （3）最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始値	—	1,445円	1,033円
高値	—	1,695円	1,670円
安値	—	1,005円	679円
終値	—	1,022円	1,330円

（注）1. 当社株式は、平成26年10月22日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

2. 当社は平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記の株価については、平成26年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値を記載しております。

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	平成28年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	1,385 円	2,395 円	1,800 円	1,698 円	1,667 円	2,052 円
高 値	2,571 円	2,849 円	2,089 円	1,869 円	2,030 円	2,126 円
安 値	1,373 円	1,524 円	1,565 円	1,463 円	1,607 円	1,978 円
終 値	2,374 円	1,765 円	1,710 円	1,699 円	1,976 円	1,998 円

(注) 平成28年10月については、平成28年10月6日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年10月6日
始 値	2,020 円
高 値	2,050 円
安 値	1,993 円
終 値	1,998 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資及び自己株式の処分（新規上場時）

払込期日	平成26年10月21日
調達資金の額	1,002,608千円（差引手取概算額）
発行価額及び処分価額	1,711.20円
募集時における 発行済株式数	4,290,000株
当該募集による 発行株式数及び処分株式数	発行株式数 250,000株 処分株式数 340,000株
募集後における 発行済株式総数	4,540,000株
発行及び処分時における 当初の資金使途	(1) ポイントメディア事業における会員獲得等を目的とした広告宣伝資金として685,608千円。 (2) 事業拡大に伴う人員増加に対応するための本社オフィス移転にかかる保証金及び建物附属設備等の設備投資資金として120,000千円。 (3) システム安定化及び業務効率化のためのサーバー及びソフトウェア等への設備投資資金として97,000千円。 (4) 今後の事業拡大のための優秀な人材の獲得と継続的な育成を目的とした採用教育費として100,000千円。
発行及び処分時における 支出予定期	(1)については、平成27年12月期に135,000千円、平成28年12月期以降に550,608千円 (2)については、平成27年12月期に全額 (3)については、平成26年12月期に12,000千円、平成27年12月期に46,000千円、平成28年12月期以降に39,000千円 (4)については、平成26年12月期に10,000千円、平成27年12月期に40,000千円、平成28年12月期以降に50,000千円
現時点における 充当状況	(1)については、323,000千円を充当済み (2)については、全額充当済み

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	(3)については、80,000千円を充当済み (4)については、56,000千円を充当済み
--	--

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	平成26年11月27日
調達資金の額	85,560千円（差引手取概算額）
発行価額	1,711.20円
募集時における 発行済株式数	4,540,000株
当該募集による 発行株式数	50,000株
募集後における 発行済株式総数	4,590,000株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における 当初の資金用途	運転資金として全額
発行時における 支出予定期	平成27年12月期に全額
現時点における 充当状況	全額充当済み

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

## 株式会社セレス第4回新株予約権発行要項

株式会社セレス第4回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 14,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権 の目的である株式の種類及び数 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,400,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。  
(2) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。  
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
4. 新株予約権の行使 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
(3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。  
(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。  
(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第6項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
5. 行使価額の修正 (1) 平成28年10月26日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の株式会社東京証

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,353円（ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} = \text{調整後行使価額}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てる場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当てる効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てるについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当てる場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当てる場合を含む。）

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関する当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

⑤本項第(2)号において「**対価**」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

⑥本項第(2)号において「**完全希薄化後普通株式数**」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関する「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関する「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

じめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の平成28年10月26日から平成31年10月25日までの期間（以下「行使可能期間」  
行使可能期間といふ。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々  
営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並  
びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないもの  
とする。
8. 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算  
により株式を発行 規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じ  
する場合における 増加する資本金 た金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の  
及び資本準備金 額を減じた額とする。
9. 新株予約権の (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日  
取 得 条 項 を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日  
において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を  
取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予  
約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を  
消却するものとする。  
(2)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。  
(3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。  
(4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当  
社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者  
に通知する。
10. 各新株予約権 本新株予約権1個あたり930円  
の 払 込 金 額
11. 新株予約権 13,020,000円とする。  
の 払 込 総 額
12. 新株予約権の 平成28年10月25日  
割 当 日
13. 新株予約権の 平成28年10月25日  
払 込 期 日

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。  
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。  
(3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「**機構**」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払取扱場所 株式会社みずほ銀行 青山支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。  
(2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴うが必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- 取扱い
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成28年10月25日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金930円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年10月7日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。